

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年8月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第53号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項							別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項								
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分				
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等		
総務課 略							総務課 略								
環境 森林 課	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…大気汚 染防止 法 省…大気汚 染防止 法施行 規則	(1) ばい煙発生施設等の設置 の届出を受け、及びその受理 書を交付すること。（法6条 1項、 <u>17条の5第1項</u> 、18条 の6第1項、省9条、9条の 3、10条の3）	略				環境 森林 課	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…大気汚 染防止 法 省…大気汚 染防止 法施行 規則	(1) ばい煙発生施設等の設置 の届出を受け、及びその受理 書を交付すること。（法6条 1項、 <u>17条の4第1項</u> 、18条 の6第1項、省9条、9条の 3、10条の3）	略					
		(2) 一の施設がばい煙発生施 設等となった場合に、当該施 設の設置者等から届出を受け、 及びその受理書を交付するこ と。（法7条1項、 <u>17条の6 第1項</u> 、18条の7第1項、省 9条、9条の3、10条の3）													(2) 一の施設がばい煙発生施 設等となった場合に、当該施 設の設置者等から届出を受け、 及びその受理書を交付するこ と。（法7条1項、 <u>17条の5 第1項</u> 、18条の7第1項、省 9条、9条の3、10条の3）
		(3) ばい煙発生施設等の構造 等の変更の届出を受け、及び その受理書を交付すること。 （法8条1項、 <u>17条の7第1 項</u> 、18条の6第3項、省9条、 9条の3、10条の3）													(3) ばい煙発生施設等の構造 等の変更の届出を受け、及び その受理書を交付すること。 （法8条1項、 <u>17条の6第1 項</u> 、18条の6第3項、省9条、 9条の3、10条の3）
		(4) ばい煙排出者等に対し、 ばい煙発生施設等の構造等に 関する計画の変更等を命ずる こと。（法9条、 <u>17条の8</u> 、 18条の8）													(4) ばい煙排出者等に対し、 ばい煙発生施設等の構造等に 関する計画の変更等を命ずる こと。（法9条、 <u>17条の7</u> 、 18条の8）
		(5) ばい煙発生施設等の設置 等の制限期間を短縮すること。 （法10条2項、 <u>17条の13第1 項</u> 、18条の13第1項）													(5) ばい煙発生施設等の設置 等の制限期間を短縮すること。 （法10条2項、 <u>17条の12第1 項</u> 、18条の13第1項）
		(6) ばい煙発生施設等の設置 者の氏名等の変更等又は当該													(6) ばい煙発生施設等の設置 者の氏名等の変更等又は当該

	施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。 (法11条、12条3項、 <u>17条の13第2項</u> 、18条の13第2項)
	(7)～(13) 略
2～13 略	
生活福祉課～用地管理課 略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略					
環境管理室	1 大気汚染防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)法…大気汚染防止法 省…大気汚染防止法施行規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法6条1項、 <u>17条の5第1項</u> 、18条の6第1項、省9条、9条の3、10条の3)	略		
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法7条1項、 <u>17条の6第1項</u> 、18条の7第1項、省9条、9条の3、10条の3)			
		(3) ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法8条1項、 <u>17条の7第1項</u> 、18条の6第3項、省9条、9条の3、10条の3)			
		(4) ばい煙排出者等に対し、ばい煙発生施設等の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法9条、 <u>17条の8</u> 、18条の8)			
		(5) ばい煙発生施設等の設置等の制限期間を短縮すること。(法10条2項、 <u>17条の13第1項</u> 、18条の13第1項)			
		(6) ばい煙発生施設等の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受			

	施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。 (法11条、12条3項、 <u>17条の12第2項</u> 、18条の13第2項)
	(7)～(13) 略
2～13 略	
生活福祉課～用地管理課 略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略					
環境管理室	1 大気汚染防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)法…大気汚染防止法 省…大気汚染防止法施行規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法6条1項、 <u>17条の4第1項</u> 、18条の6第1項、省9条、9条の3、10条の3)	略		
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法7条1項、 <u>17条の5第1項</u> 、18条の7第1項、省9条、9条の3、10条の3)			
		(3) ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法8条1項、 <u>17条の6第1項</u> 、18条の6第3項、省9条、9条の3、10条の3)			
		(4) ばい煙排出者等に対し、ばい煙発生施設等の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法9条、 <u>17条の7</u> 、18条の8)			
		(5) ばい煙発生施設等の設置等の制限期間を短縮すること。(法10条2項、 <u>17条の12第1項</u> 、18条の13第1項)			
		(6) ばい煙発生施設等の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受			

		けること。(法11条、12条3項、 <u>17</u> 条の13第2項、18条の13第2項)				けること。(法11条、12条3項、 <u>17</u> 条の12第2項、18条の13第2項)	
		(7)～(13) 略				(7)～(13) 略	
	2～11 略				2～11 略		
10～31 略				10～31 略			

附 則

この規則は、平成22年8月10日から施行する。